別紙様式第一

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用に関する届出書

年　　月　　日

□本届出書で届け出る内容は特定取得に該当します。

(宛先)
財務大臣及び事業所管大臣　殿
　うち、事前届出業種を所管する大臣
　□内閣総理大臣(警察庁)
　□内閣総理大臣(金融庁)
　□総　務　大臣
　□厚生労働大臣
　□農林水産大臣
　□経済産業大臣
　□国土交通大臣　　殿
(日本銀行経由)

届出者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる事業の内容			
	ウェブページのリンク			
	届出者となる法的根拠(該当分に○)	イ　非居住者個人　　ロ　外国法人等 ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ　特定組合等　　ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ　イ～ホのために取得するもの又は一任運用をするもの		
	代理人 氏名又は名称及び代表者の氏名			
	代理人 住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先(担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)			

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1) 名称	
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資本金 総議決権	取得前、一任運用前又は設立時　円(　株(口)) 取得後又は一任運用後　円(　株(口)) 取得前、一任運用前又は設立時　個 取得後又は一任運用後　個

	(5) 外資比率	取得後又は一任運用後の外資比率　　％ (取得前又は一任運用前　　％)	
	(6) 事前届出業種に該当する理由		
	(7) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項		
2 取得又は一任運用をしようとする株式等	(1) 上場、非上場等の区分 (該当分に○)	イ 上場銘柄　ロ 店頭売買銘柄　ハ その他	
	(2) 取得又は一任運用の態様 (該当分に○)	イ 設立新株等の取得　ロ 増資新株等の取得 ハ 旧株等の譲受による取得　ニ 設立新株等への一任運用 ホ 増資新株等への一任運用　ヘ 旧株等の譲受による一任運用 ト その他(　　)	
	(3) 数量、取得・一任運用価額等	数量 株式　　株(口) 議決権　　個 取得価額又は一任運用価額　　円 (一株・口 当たり　　円) 取得後又は一任運用後の出資比率　　％ (取得前又は一任運用前の比率　　％) 取得後又は一任運用後の議決権比率　　％ (取得前又は一任運用前の比率　　％)	
	(4) 取得又は一任運用の時期		
	(5) 支払の時期		
	(6) 取得又は一任運用の相手方	氏名又は名称	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		譲渡数量	
3 取得又は一任運用の目的等	(1) 取得又は一任運用の目的 (該当分に○)	イ 資産運用　ロ 経営関与 ハ 関係会社の設立又は資金調達の支援 ニ 国内会社との合弁会社の設立　ホ その他(　　)	
	(2) 取得又は一任運用に伴う経営関与の方法		
	(3) 事前届出業種に該当する事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案の可能性 (該当分に○)	イ あり(　　) ロ なし	

4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	
	国有企業等との関係	
	届出者との関係	
5 届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	
	届出者との関係	
	数量	株式　　株 議決権　　個
	出資比率 議決権比率	% %
6 事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無 （該当分に○）	イ あり（　　） ロ なし	
7 その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1 届出者が、外国為替及び外国貿易法(以下この記入要領において「法」という。)第27条の2第1項又は法第28条の2第1項の規定により、法第27条第1項又は第28条第1項の規定による届出をせずに行うことができる対内直接投資等又は特定取得については、本届出書で届け出ることはできない。

2 本届出書は、株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本届出書の頭書に記載の題名のうち本届出書により届け出る内容に印を

付すこと。

3　本届出書により届け出られた内容が特定取得に該当する場合、本届出書の頭書に記載の「本届出書で届け出る内容は特定取得に該当します。」欄に印を付すこと。

4　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。)又は対内直接投資等に関する命令第3条第4項に規定する他の会社(以下この記入要領において「連結子会社等」という。)が営む事前届出業種(対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種を、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第3条第1項及び第4条第2項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表に掲げる業種をいう。以下この記入要領において同じ。)に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。

5　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記(正式な日本語表記がない場合はふりがな)と英語表記(正式な英語表記がない場合は省略)を併記すること。

6　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

7　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

8　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「4　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「5　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

9　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「7　その他の事項」欄に記入すること。

10　「届出者」欄中「事務上の連絡先(担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

11　「1　発行会社」欄中「(1)　名称」欄について、「発行会社」が設立準備中の場合には、会社の名称にその旨併記すること。

12　「1　発行会社」欄中「(4)　資本金　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書(金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。)、有価証券報告書(同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。)、半期報告書(同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。)又は四半期報告書(同法第24条の4第7項に規定する四半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。)に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「2　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「5　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

13　「1　発行会社」欄中「(5)　外資比率」欄には、外国投資家(法第26条第1項に規定する外国投資家をいう。)が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記

載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

14　「1　発行会社」欄中「(6)　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)に掲げる業種、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第4条の3第1項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記しそれらの告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

15　「1　発行会社」欄中「(7)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「1　発行会社」欄中「(1)　名称」欄から「(6)　事前届出業種に該当する理由」欄(「(3)　定款上の事業目的」欄を除く。)に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

16　「2　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「数量」、「取得価額又は一任運用価額」、「取得後又は一任運用後の出資比率」及び「取得後又は一任運用後の議決権比率」について、本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「(最大)」と記載すること。

「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「数量」について、届出者が法第27条の2第1項又は法第28条の2第1項の規定により法第27条第1項又は第28条第1項の規定による届出をせずに行つた対内直接投資等又は特定取得により取得した発行会社の株式、持分又は議決権(議決権行使等権限(対内直接投資等に関する政令(以下この記入要領において「令」という。)第2条第4項第2号に規定する議決権行使等権限をいう。以下この記入要領において同じ。)に係るものを含む。以下この記入要領において「株式等」という。)を保有している場合、当該株式等の数を数量に加えること。

「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得価額又は一任運用価額」について、発行会社が上場会社等(法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。)である場合においては、本届出書受理日の前営業日における任意の証券取引所における終値を記載することができる。

「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」については、届出者が本届出書により発行会社の株式を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において所有することとなる発行会社の株式の数及び届出者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用(その指図をすることを含み、令第2条第7項で定める要件を満たすものに限る。)をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式(以下この記入要領において「所有等株式」という。)の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式又は持分を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において所有することとなる発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式への一任運用をしようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の対象とされる発行会社の株式の数及び届出者が所有する発行会社の株式の数を合計した株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、届出者が本届出書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において保有することとなる発行会社の実質保有等議決権(令第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。)の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式又は持分を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等以外であると

きは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式への一任運用をしようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の後における届出者の実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

「(4)　取得又は一任運用の時期」欄について、本届出書受理日において、取得又は一任運用の時期が確定していない場合「届出受理日から6か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における取得又は一任運用の予定日を併記すること(未定であれば、その旨明記すること)。

「(5)　支払の時期」欄について、本届出書受理日において、支払の時期が確定していない場合「届出受理日から6か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における支払の予定日を併記すること(未定であれば、その旨明記すること)。

「(6)　取得又は一任運用の相手方」欄は、届出者が相対による方法により取得又は一任運用をしようとする場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をする際のその取引の相手方をいう。

17　「3　取得又は一任運用の目的等」欄中「(1)　取得又は一任運用の目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得又は一任運用の目的(目的が複数ある場合はその全て)を記入すること。なお、発行会社へ経営関与する可能性がある場合は、取得又は一任運用の目的として「経営関与」と記入すること。「(2)　取得又は一任運用に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「(3)　事前届出業種に該当する事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案の可能性」欄において、「イ　あり」を選択した場合、提案する可能性がある事項の詳細について記入すること。なお、(2)から(3)までの欄は、取得又は一任運用の目的に経営関与が含まれない場合は記入を要しない。

18　「4　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等(租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。)を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等(法第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。)である場合は、その業務執行組合員(同号に規定する業務執行組合員をいう。)の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド(特定組合等を除く。)であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

19　「4　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等(令第3条の2第1項第3号から第5号までに掲げるものをいう。)との資本関係その他の支配関係を記入すること。

20　「4　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「5　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

21　「5　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「出資比率・議決権比率」欄については、届出者が本届出書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限を取得しようとするときにあつては、届出者と特別の関係にあるもの(届出者を令第2条第19項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体(法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限

る。)をいう。以下この記入要領において同じ。)が所有する同一発行会社の所有等株式の数(所有等株式のうち届出者が所有する発行会社の所有等株式(すなわち、「2　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式)と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。)及び当該届出者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数(議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権(すなわち、「2　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権)と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。)並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入し、届出者が本届出書により発行会社の株式への一任運用をしようとするときにあつては、届出者と特別の関係にあるものがする一任運用(同条第16項第3号イに掲げる要件を満たすものに限る。)の対象とされる発行会社の株式の数及び当該届出者と特別の関係にあるものの実質保有等議決権の数(議決権のうち届出者が保有する実質保有等議決権(すなわち、「2　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権)と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。)並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

22　「6　事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無」欄について、届出者が法第27条の2第1項又は法第28条の2第1項の規定により法第27条第1項又は第28条第1項の規定による届出をせずに行つた対内直接投資等(以下この記入要領において「事前届出免除対内直接投資等」という。)又は特定取得(以下この記入要領において「事前届出免除特定取得」という。)により取得した発行会社の株式等を保有している場合、「イ あり」を選択の上、本届出において届け出る対内直接投資等又は特定取得が、対内直接投資等の場合は令3条の2第2項4号又は対内直接投資等に関する命令第3条の2第5項第1号から第4号まで(第4号については、令第3条の2第2項第3号ロに掲げる行為を行う場合に限る。)に掲げる対内直接投資等(以下この記入要領において「基準違反等を目的とする対内直接投資等」という。)に該当する場合、特定取得の場合は令第4条の3第2項第2号又は対内直接投資等に関する命令第4条の3第2項第1号から第3号までに掲げる特定取得(以下この記入要領において「基準違反等を目的とする特定取得」という。)に該当する場合は、当該事前届出免除対内直接投資等又は事前届出免除特定取得から本届出書受理日の間に、基準違反等を目的とする対内直接投資等又は基準違反等を目的とする特定取得を行うこととなった経済状況の変化その他相当の事由を記載すること。

23　本届出書により届け出られた対内直接投資等が令第3条第2項第3号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨「7　その他の事項」欄に記入すること。

24　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は暗号資産交換業者の記入欄(外国為替及び外国貿易法第17条(第17条の3又は第17条の4において準用する場合を含む。)に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。)

為替取引又は暗号資産の移転を行つた年月日	金　　額	銀行等、資金移動業者又は暗号資産交換業者確認欄

(日本産業規格A4)